

✦ 予算の種類

■ 当初予算（とうしょよさん）

一会計年度を通じて定められる基本的な予算です。年度開始前の3月に議会の議決を経て定められます。

■ 補正予算（ほせいよさん）

年度途中における災害の発生や法改正などに対応するため、当初予算を増額または減額する予算です。

年4回開催される町議会の定例会や、緊急の場合には臨時議会に提出され、議決を経て定められます。

■ 一般会計（いっばんかいけい）

町の行政運営の基本的な経費を網羅して計上した会計を一般会計といいます。町税、国や県からの補助金、手数料などの収入や、町が行う仕事に必要な支出といったお金の処理をまとめて行うために設けられた会計で、町のお金の流れの中心となっています。

■ 特別会計（とくべつかいけい）

一般会計に対し、特定の歳入歳出を一般の歳入歳出とは区別して別に経理する必要がある場合は特別会計として処理することができます。国民健康保険事業や下水道事業のように、保険料や使用料などの収入で運営していく事業については、その事業にかかるお金の流れをわかりやすくするため、一般会計とは別の会計を設けることになっています。これを「特別会計」といいます。

久万高原町の特別会計

凶荒予備事業特別会計・訪問看護事業特別会計・国民健康保険事業特別会計

国民健康保険診療所事業特別会計・介護保険事業特別会計

後期高齢者医療保険事業特別会計・病院事業会計・老人保健施設事業会計

簡易水道事業会計・公共下水道事業特別会計・農業集落排水事業特別会計

浄化槽事業特別会計・分譲宅地造成事業特別会計

■ 普通会計（ふつうかいけい）

地方公共団体の会計は、一般会計と特別会計に区分され、特別会計は、国の法令で設置が義務付けられているもののほか、各団体が条例で設置する場合があります、同一の基準で区分されていません。そこで、統計上では、普通会計と公営事業会計という区分により統一が図られています。

普通会計とは、各地方公共団体の財政状況の把握や財政比較などのために調査される地方財政統計上の仮想（バーチャル）会計です。

地方公共団体の財政の規模は、個々の団体によって、設置される特別会計も違えば一般会計が網羅する範囲も違うため、単純な合算比較ができないので、「普通会計」という各地方公共団体共通の基準による統計上の会計区分を設定して、各地方公共団体間の財政比較が可能となるようにしてあります。

通常、単に地方財政といえは普通会計をさし、地方公共団体の一般行政活動の収支を示し

ます。

久万高原町の普通会計は、一般会計、凶荒予備事業特別会計です。通常、普通会計の歳入歳出決算額という場合は、これらの会計の決算額を純計（※）したものをいいます。

※純計：会計間で繰入、繰出を行っている場合、これを単純に合計すると、繰入・繰出の額だけ規模が大きくなるので、この重複額を控除して合算することとされています。

■ 公営事業会計（こうえいじぎょうかいけい）

普通会計と同様に、この名称の会計があるわけではありません。地方公共団体の決算を分析するに当たって、普通会計と公営事業会計に区分されています。普通会計が主にその財源を受益と直接関係のない税によって賄われるのに対し、公営事業会計は主に受益の程度に応じた料金（使用料）によって賄われるところに違いがあります。

公営事業会計は、公営企業会計（簡易水道事業、病院事業など）、その他の事業会計（国民健康保険事業、老人保健医療事業など）を総称した名称で、決算統計においては、久万高原町では以下のとおりとなります。

久万高原町の公営企業会計

病院事業会計・老人保健施設事業会計・簡易水道事業会計・公共下水道事業特別会計
農業集落排水事業特別会計・浄化槽事業特別会計・分譲宅地造成事業特別会計

久万高原町の公営事業会計

訪問看護事業特別会計・国民健康保険事業特別会計・国民健康保険診療所事業特別会計
介護保険事業特別会計・後期高齢者医療保険事業特別会計

■ 公営企業会計（こうえいきぎょうかいけい）

使用料など、その事業における収入で、その事業の経費を賄うことを目的として設置される独立採算を原則とする企業的色彩の強い事業会計です。地方公営企業法を適用する法適用の公営企業会計と適用しない法非適用の公営企業会計があります。

久万高原町の公営企業会計

（法適用）

病院事業会計・老人保健施設事業会計・簡易水道事業会計

（法非適用）

公共下水道事業特別会計・農業集落排水事業特別会計・浄化槽事業特別会計
分譲宅地造成事業特別会計・訪問看護事業特別会計